

労働社会の改革（５）

安心して働ける雇用のあり方と労働政策

2017年7月4日

高須裕彦 h_takasu@jca.apc.org

一橋大学大学院社会学研究科フェアレイバー研究教育センター

明治大学労働教育メディア研究センター客員研究員

今日の授業で議論したいこと：

■ これまでの授業：

➤ 職場のリアル 様々な課題・問題を知る

- 正社員の長時間労働・過重労働の蔓延＞心身を壊す
- 追い出し部屋、リストラや退職強要、いじめ・パワハラ、マタハラ
- 非正規労働者の増加＞不安定な雇用と低賃金、貧困の拡大

➤ 日本の労働社会の成り立ち、ジェンダー、EUとの比較

■ 今日は日本の労働社会を社会科学的に分析し、変革・改革の方向を考えてみる。

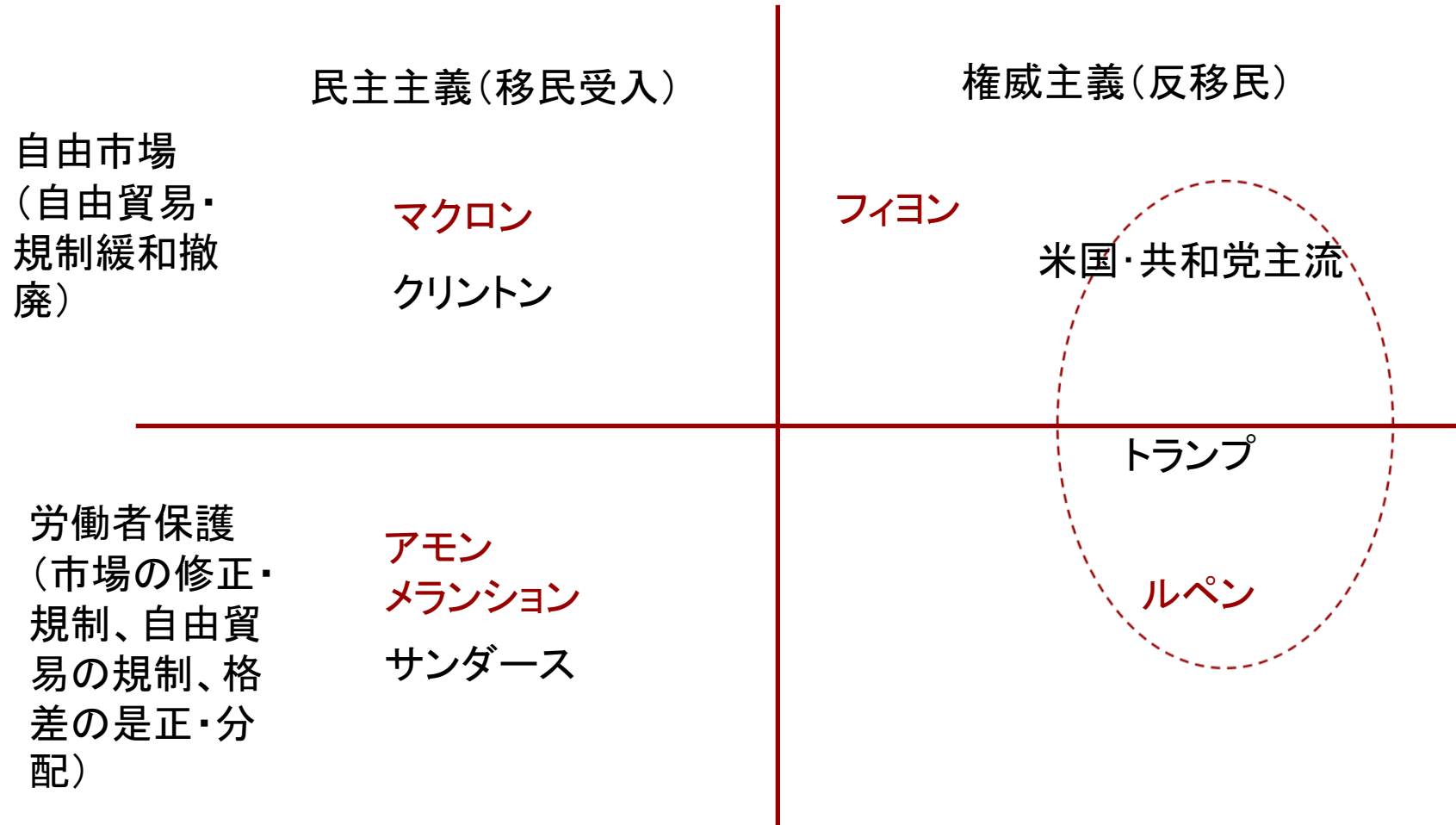
➤ ポイント：90年代後半以降、何が変わったか

政府や企業はいかなる政策をとってきたか

誰でも安心して働き続けられる仕組みを作る

政治（政策の方向）を4つの象限に分類して考えてみる

赤字はフランス大統領選候補、黒字は米国大統領選



1991年

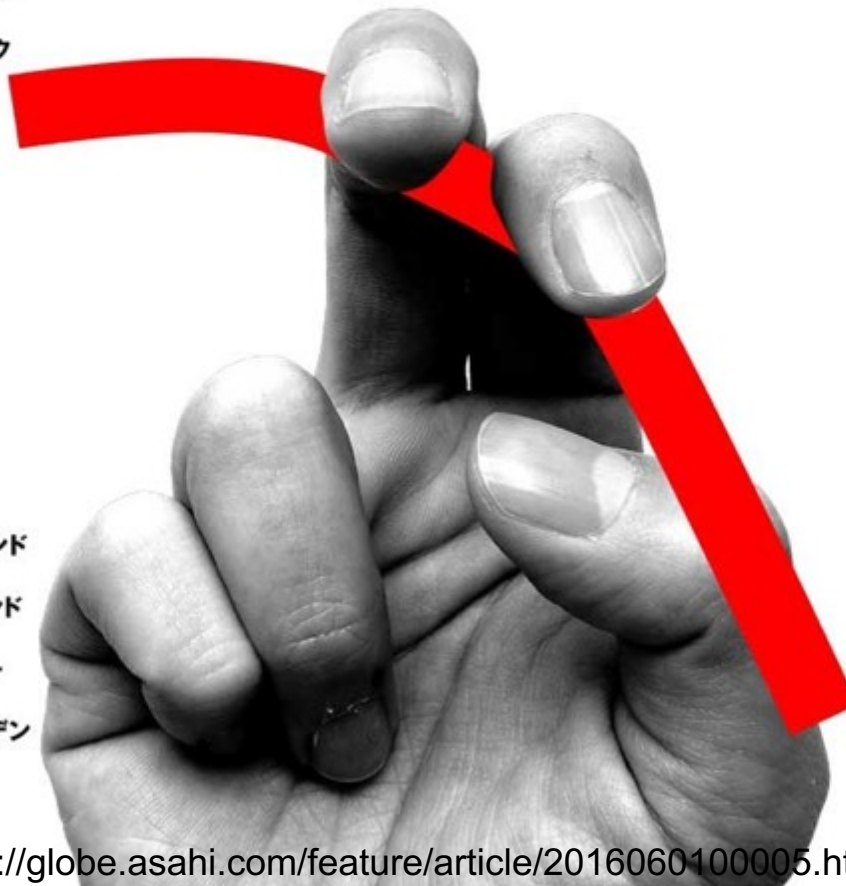
[1991、2014年の
賃金ランキング]
経済協力開発機構 (OECD) 調べ

2014年

4

- 1 ルクセンブルク
46,772 (ドル)
- 2 スイス
45,442
- 3 オランダ
44,659
- 4 アメリカ
43,508
- 5 ベルギー
40,831
- 6 オーストラリア
38,939
- 7 オーストリア
38,875
- 8 デンマーク
37,809
- 9 日本**
36,152
- 10 ドイツ
35,781
- 11 カナダ
34,755
- 12 イタリア
34,311
- 13 スペイン
33,760
- 14 フランス
31,893
- 15 イギリス
31,554
- 16 アイルランド
31,417
- 17 フィンランド
31,279
- 18 ノルウェー
30,986
- 19 スウェーデン
26,931
- 20 韓国
24,308

- 1 ルクセンブルク
61,511 (ドル)
- 2 アメリカ
57,139
- 3 スイス
57,082
- 4 アイルランド
53,286
- 5 ノルウェー
51,718
- 6 オーストラリア
51,148
- 7 オランダ
51,003
- 8 デンマーク
49,589
- 9 カナダ
48,164
- 10 ベルギー
48,093
- 11 オーストリア
45,988
- 12 ドイツ
43,872
- 13 イギリス
41,659
- 14 スウェーデン
40,994
- 15 フランス
40,828
- 16 フィンランド
40,742
- 17 韓国
36,653
- 18 スペイン
36,013
- 19 日本**
35,672
- 20 イタリア
34,744



原資料はOECD
調べ

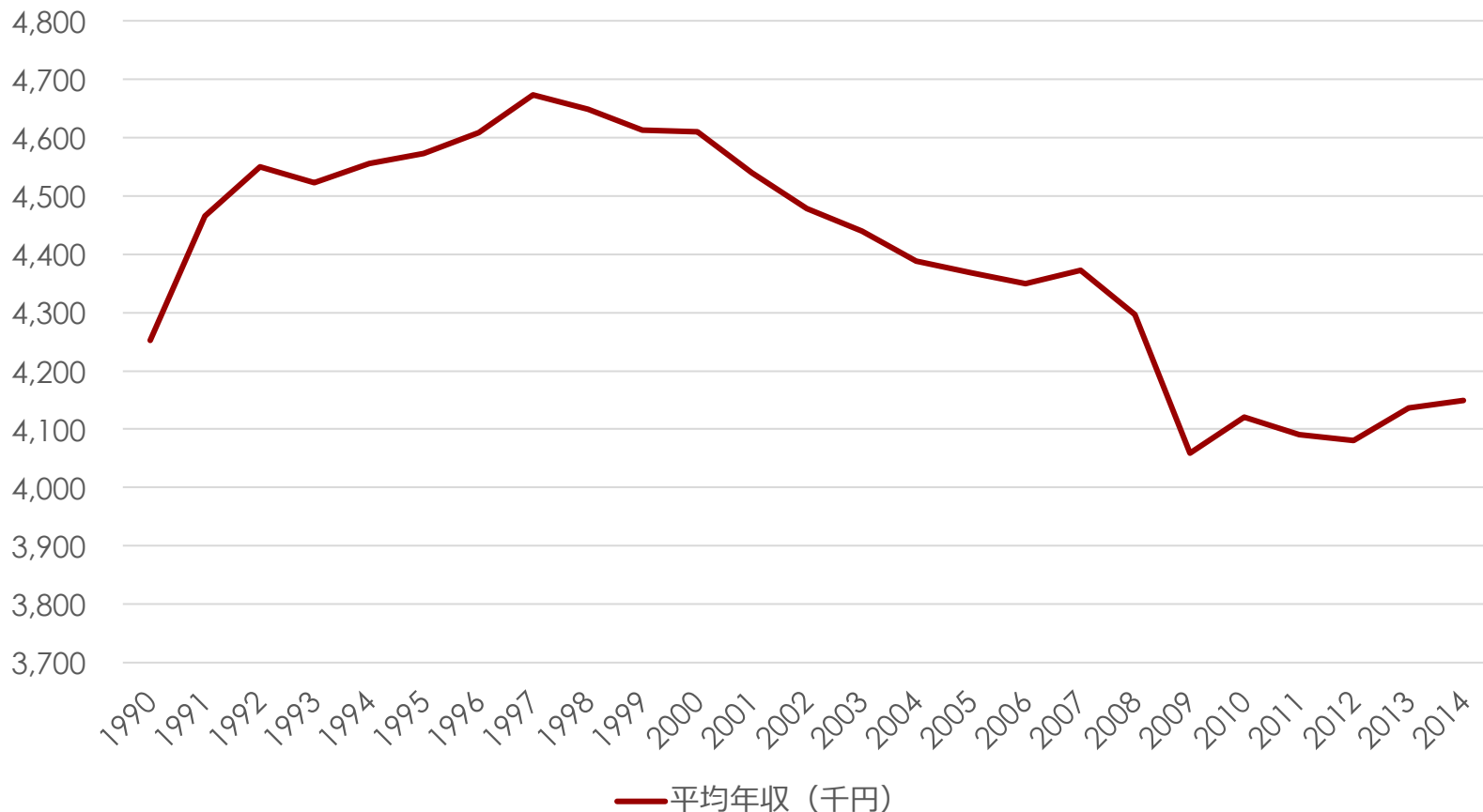
出所: 朝日新聞『グローブ』 <http://globe.asahi.com/feature/article/2016060100005.html>

賃金の停滞・減少と働く貧困層の増大

- 労働者の平均賃金は停滞→低下へ
 - 1990年425万円→2000年461万→2014年415万円
 - 2014年：正規：男532.3万円 女359.3万円 平均477.7万円
非正規：男222万円 女147.5万円 平均169.7万円
- ワーキングプア（働く貧困層）の増加
 - 年収200万以下1990年769万人→2000年825万人→2014年1139万人（24 %）
 - 年収300万以下1990年1509万人→2000年1507万人→2014年1942万人（40.8%）
- 正社員の低賃金化＝名ばかり正社員の増加（2014年）
 - 年収300万円以下：男性正社員14.6%%、女性正社員41.2%
 - 年収400万円以下：男性正社員34.9%%、女性正社員67.9%
（国税庁「民間給与実態統計調査結果」）

労働者の平均賃金は低下→停滞へ

平均年収（千円）



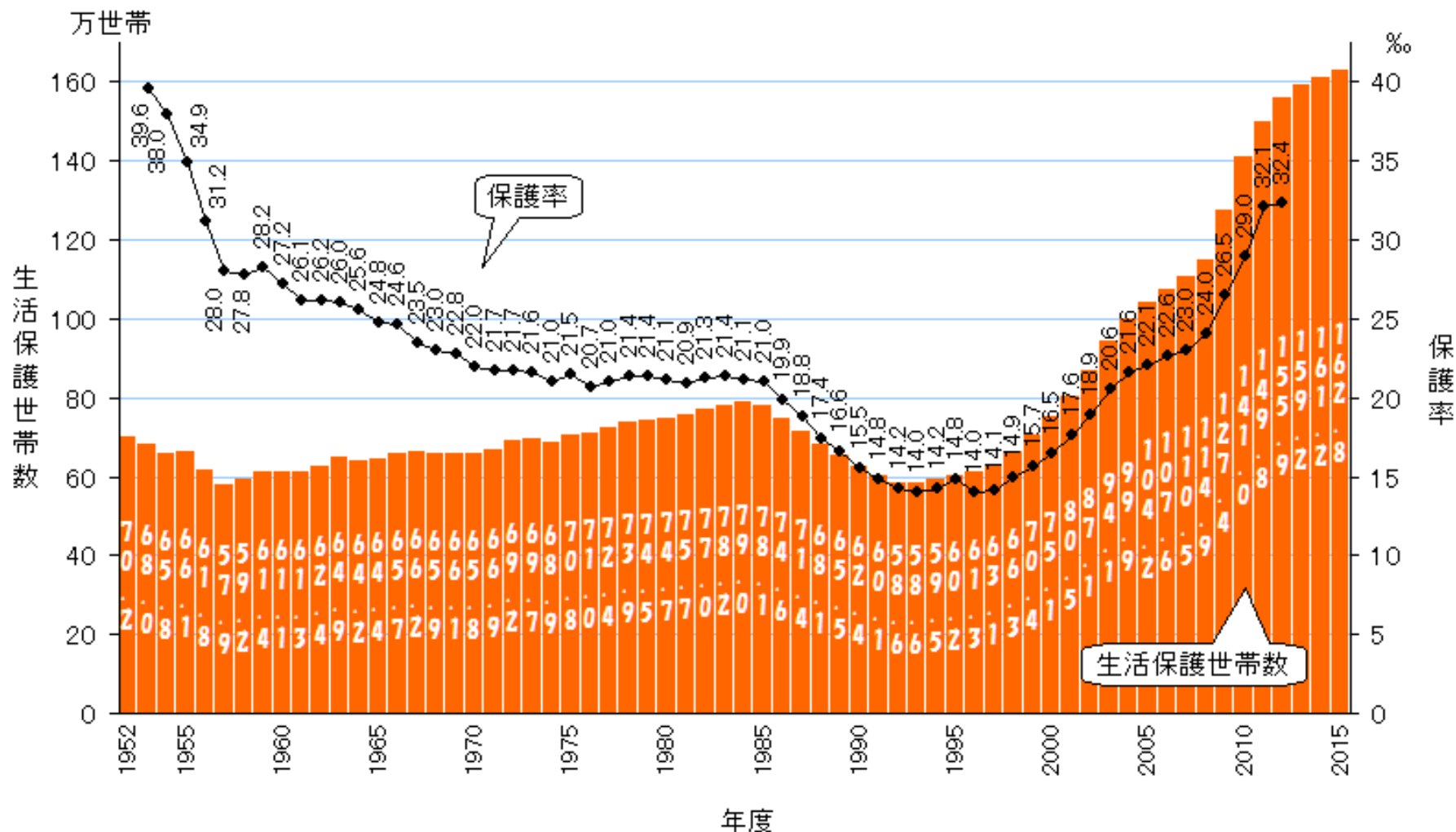
国税庁「民間給与実態統計調査結果」

生活保護世帯数・保護率の増加

7

生活保護世帯数と保護率の推移

図出所「社会実情データ一図録」による



(注) 年度の1か月平均。保護率は社会保障・人口問題研究所「生活保護」公的統計データ一覧。2015年度は12月までの平均
(資料) 厚生労働省「被保護者調査」(前「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」)(2014年度以降概数)

OECD 6位の相対的貧困率=16.0%

ひとり親の子ども達の貧困率1位=50.8%

相対的貧困率			子どもの貧困率			子どもがいる世帯の相対的貧困率								
						合計			大人が一人			大人が二人以上		
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	チェコ	5.8	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	3.0	1	デンマーク	9.3	1	ドイツ	2.6
2	デンマーク	6.0	2	フィンランド	3.9	2	フィンランド	3.7	2	フィンランド	11.4	1	デンマーク	2.6
3	アイスランド	6.4	3	ノルウェー	5.1	3	ノルウェー	4.4	3	ノルウェー	14.7	3	ノルウェー	2.8
4	ハンガリー	6.8	4	アイスランド	7.1	4	アイスランド	6.3	4	スロヴァキア	15.9	4	フィンランド	3.0
5	ルクセンブルク	7.2	5	オーストリア	8.2	5	オーストリア	6.7	5	英国	16.9	5	アイスランド	3.4
6	フィンランド	7.3	5	スウェーデン	8.2	6	スウェーデン	6.9	6	スウェーデン	18.6	6	スウェーデン	4.3
7	ノルウェー	7.5	7	チェコ	9.0	7	ドイツ	7.1	7	アイルランド	19.5	7	オーストリア	5.4
7	オランダ	7.5	8	ドイツ	9.1	8	チェコ	7.6	8	フランス	25.3	7	オランダ	5.4
9	スロヴァキア	7.8	9	スロベニア	9.4	9	オランダ	7.9	8	ポーランド	25.3	9	フランス	5.6
10	フランス	7.9	9	ハンガリー	9.4	10	スロベニア	8.2	10	オーストリア	25.7	10	チェコ	6.0
11	オーストリア	8.1	9	韓国	9.4	11	フランス	8.7	11	アイスランド	27.1	11	スロベニア	6.7
12	ドイツ	8.8	12	英国	9.8	11	スイス	8.7	12	ギリシャ	27.3	12	スイス	7.2
13	アイルランド	9.0	12	スイス	9.8	13	ハンガリー	9.0	13	ニュージーランド	28.8	13	ハンガリー	7.5
14	スウェーデン	9.1	14	オランダ	9.9	14	英国	9.2	14	ポルトガル	30.9	13	ベルギー	7.5
15	スロベニア	9.2	15	アイルランド	10.2	15	アイルランド	9.7	15	メキシコ	31.3	15	ニュージーランド	7.9
16	スイス	9.5	16	フランス	11.0	16	ルクセンブルク	9.9	15	オランダ	31.3	15	ルクセンブルク	7.9
17	ベルギー	9.7	17	ルクセンブルク	11.4	17	ニュージーランド	10.4	17	スイス	31.6	15	英国	7.9
18	英国	9.9	18	スロヴァキア	12.1	18	ベルギー	10.5	18	エストニア	31.9	18	アイルランド	8.3
19	ニュージーランド	10.3	19	エストニア	12.4	19	スロヴァキア	10.9	19	ハンガリー	32.7	19	オーストラリア	8.6
20	ポーランド	11.0	20	ベルギー	12.8	20	エストニア	11.4	20	チェコ	33.2	20	カナダ	9.3
21	ポルトガル	11.4	21	ニュージーランド	13.3	21	カナダ	11.9	21	スロベニア	33.4	21	エストニア	9.7
22	エストニア	11.7	22	ポーランド	13.6	22	ポーランド	12.1	22	ドイツ	34.0	22	スロヴァキア	10.7
23	カナダ	11.9	23	カナダ	14.0	23	オーストラリア	12.5	23	ベルギー	34.3	23	ポーランド	11.8
24	イタリア	13.0	24	オーストラリア	15.1	24	ポルトガル	14.2	24	イタリア	35.2	24	日本	12.7
25	ギリシャ	14.3	25	日本	15.7	25	日本	14.6	25	トルコ	38.2	25	ポルトガル	13.1
26	オーストラリア	14.5	26	ポルトガル	16.2	26	ギリシャ	15.8	26	スペイン	38.8	26	アメリカ	15.2
27	韓国	14.9	27	ギリシャ	17.7	27	イタリア	16.6	27	カナダ	39.8	26	ギリシャ	15.2
28	スペイン	15.4	28	イタリア	17.8	28	アメリカ	18.6	28	ルクセンブルク	44.2	28	イタリア	15.4
29	日本	16.0	29	スペイン	20.5	29	スペイン	18.9	29	オーストラリア	44.9	29	チリ	17.9
30	アメリカ	17.4	30	アメリカ	21.2	30	チリ	20.5	30	アメリカ	45.0	30	スペイン	18.2
31	チリ	18.0	31	チリ	23.9	31	メキシコ	21.5	31	イスラエル	47.7	31	メキシコ	21.0
32	トルコ	19.3	32	メキシコ	24.5	32	トルコ	22.9	32	チリ	49.0	32	トルコ	22.6
33	メキシコ	20.4	33	トルコ	27.5	33	イスラエル	24.3	33	日本	50.8	33	イスラエル	23.3
34	イスラエル	20.9	34	イスラエル	28.5	—	韓国	—	—	韓国	—	—	韓国	—
OECD平均		11.3	OECD平均		13.3	OECD平均		11.6	OECD平均		31.0	OECD平均		9.9

(出典) OECD (2014) Family database "Child poverty"

(注) ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリの数値は2011年。

2017年1～3月

正規労働者

3385万人(62.7%)

非正規労働者

2017万人(37.3%)

パート・アルバイト

1416万

派遣 129万

契約・嘱託 394万

その他 77万

■ 正規労働者数のピークは
1997年の3812万人

↓ (427万人減)

現在は3385万人

■ 非正規労働者数は
1984年604万人

(15.3%)

1997年1152人 (23.2%)

↓ (865万人増)

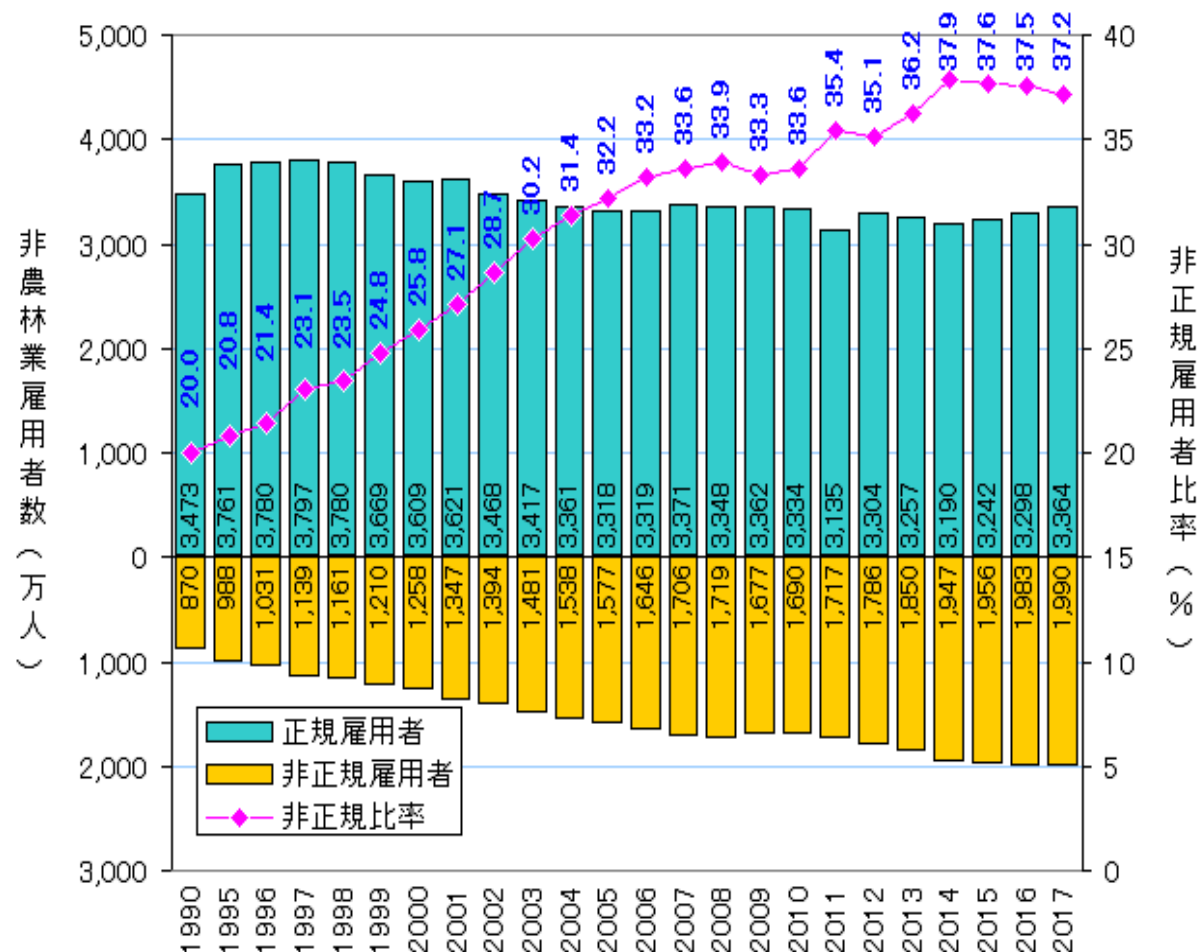
2017年1～3月は2017万人

(37.3%)

正規労働者と非正規労働者

9

正規雇用者と非正規雇用者の推移



(注) 非農林業雇用者(役員を除く)が対象。1～3月平均(2001年以前は2月)。非正規雇用者にはパート・アルバイトの他、派遣社員、契約社員、嘱託などが含まれる。2011年は岩手・宮城・福島を除く。

図の出所: 社会実情データ図録から

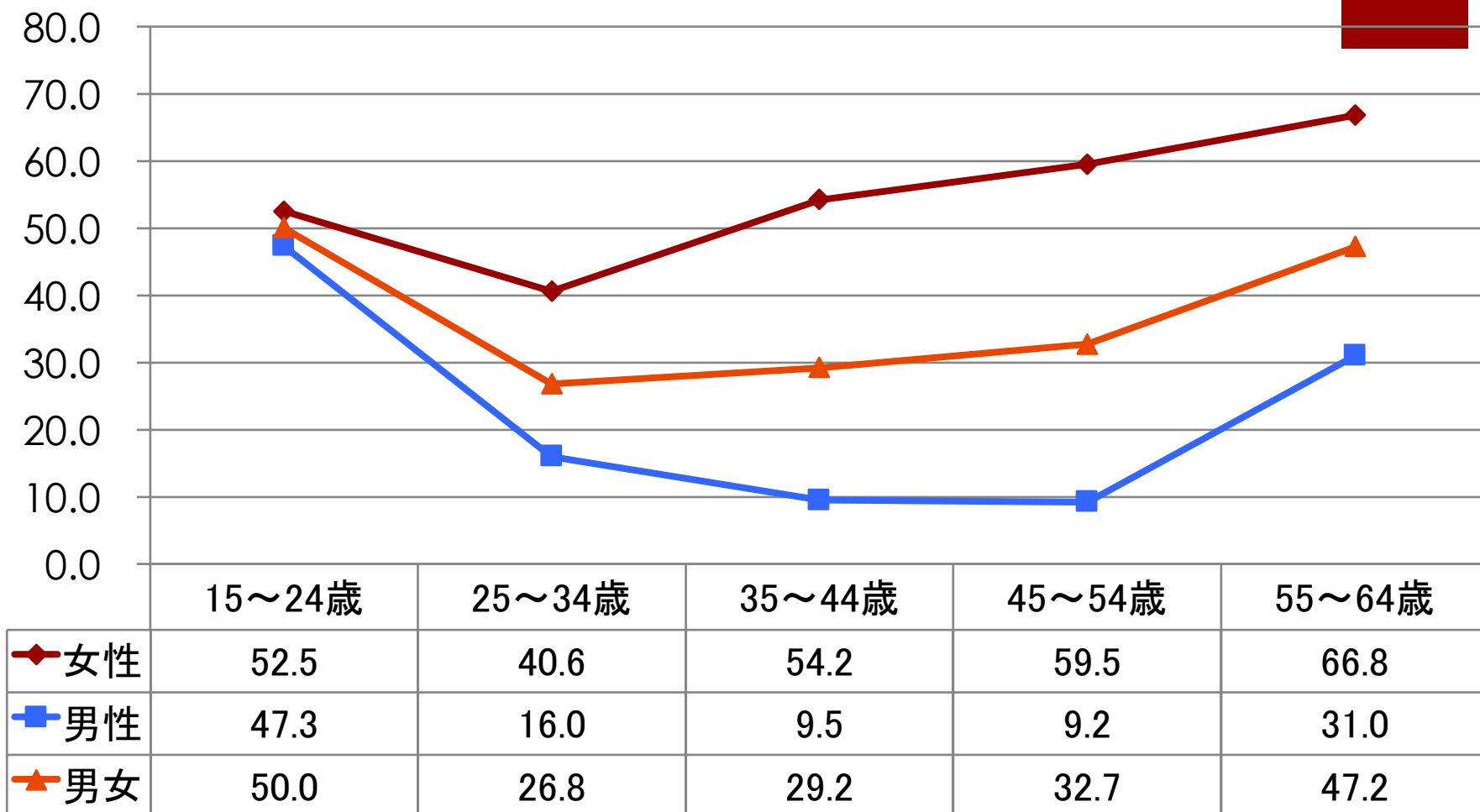
(資料) 労働力調査

年齢別非正規労働者比率

10

(2016年1-3月平均) 出所：労働力調査

全平均37.6%全世代平均女性56.4%、男性22.1%

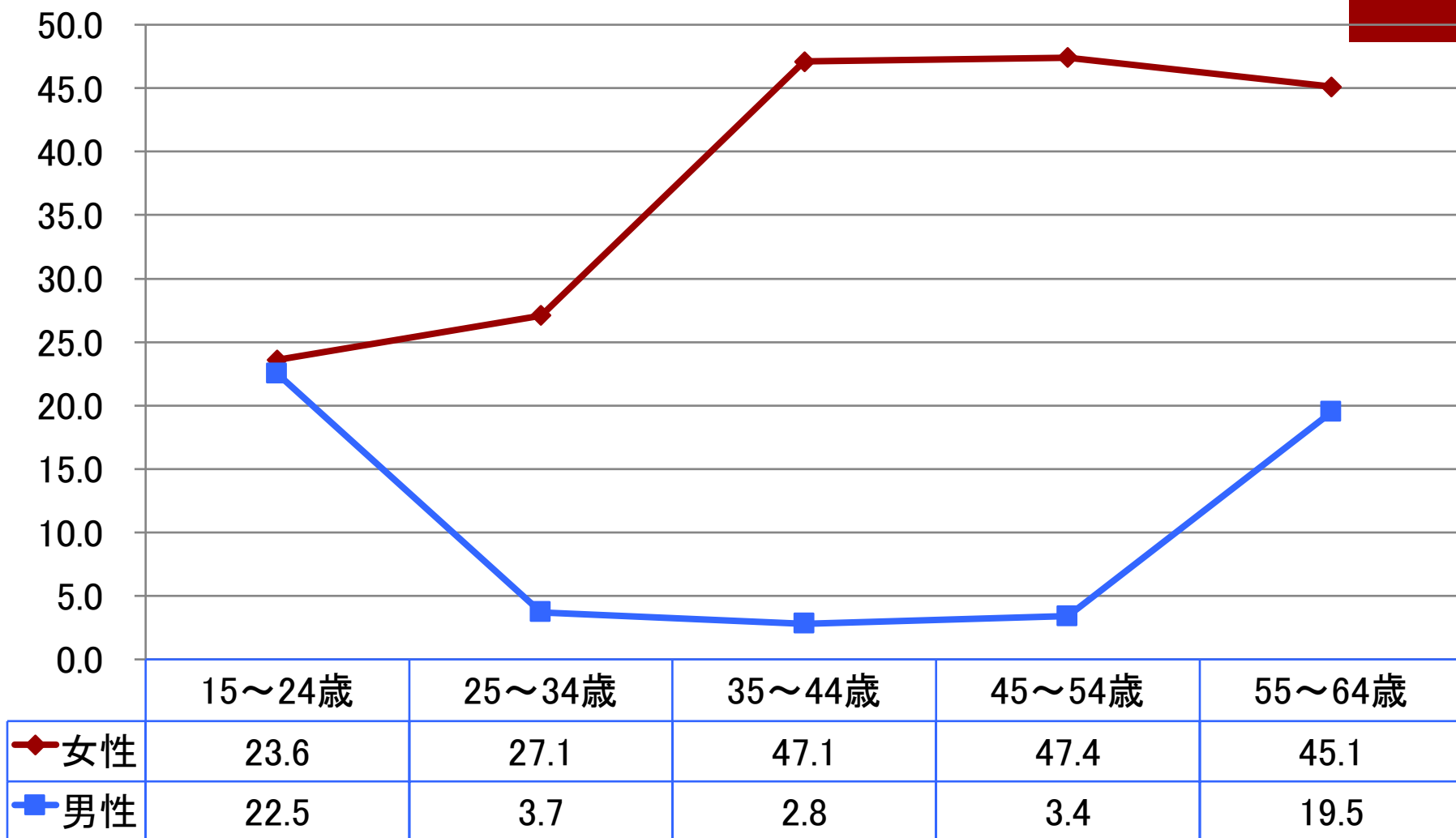


(15歳から24歳の階層から在学中を除くと男女31.1%、女性34.9%、男性27.1%)

年齢別非正規労働者比率（1993年2月）

全平均20.8% 女性の全世代平均38.1%、男性9.4%

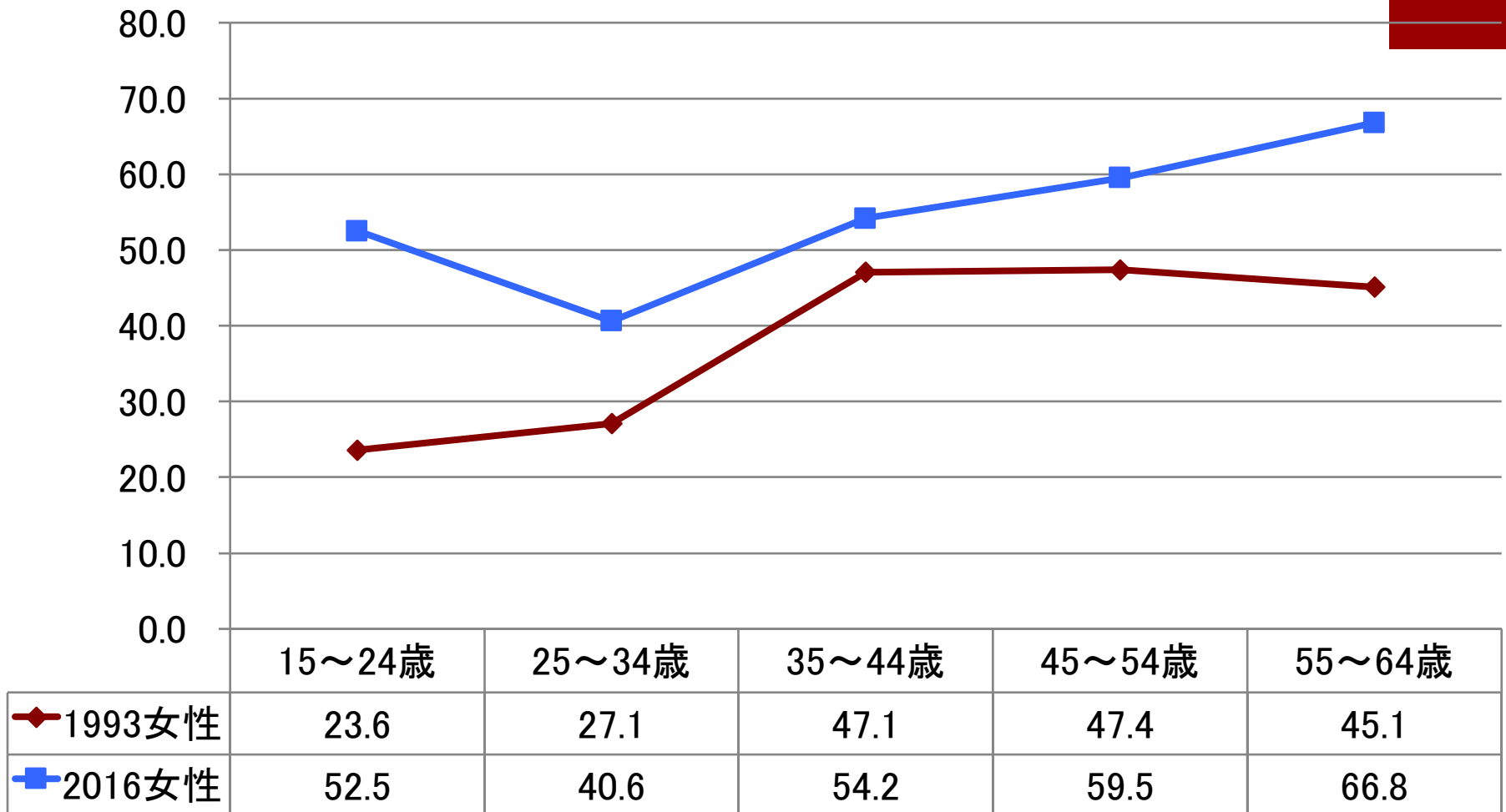
11



女性の年齢別非正規労働者比率 (1993年2月と2016年1月-3月平均)

12

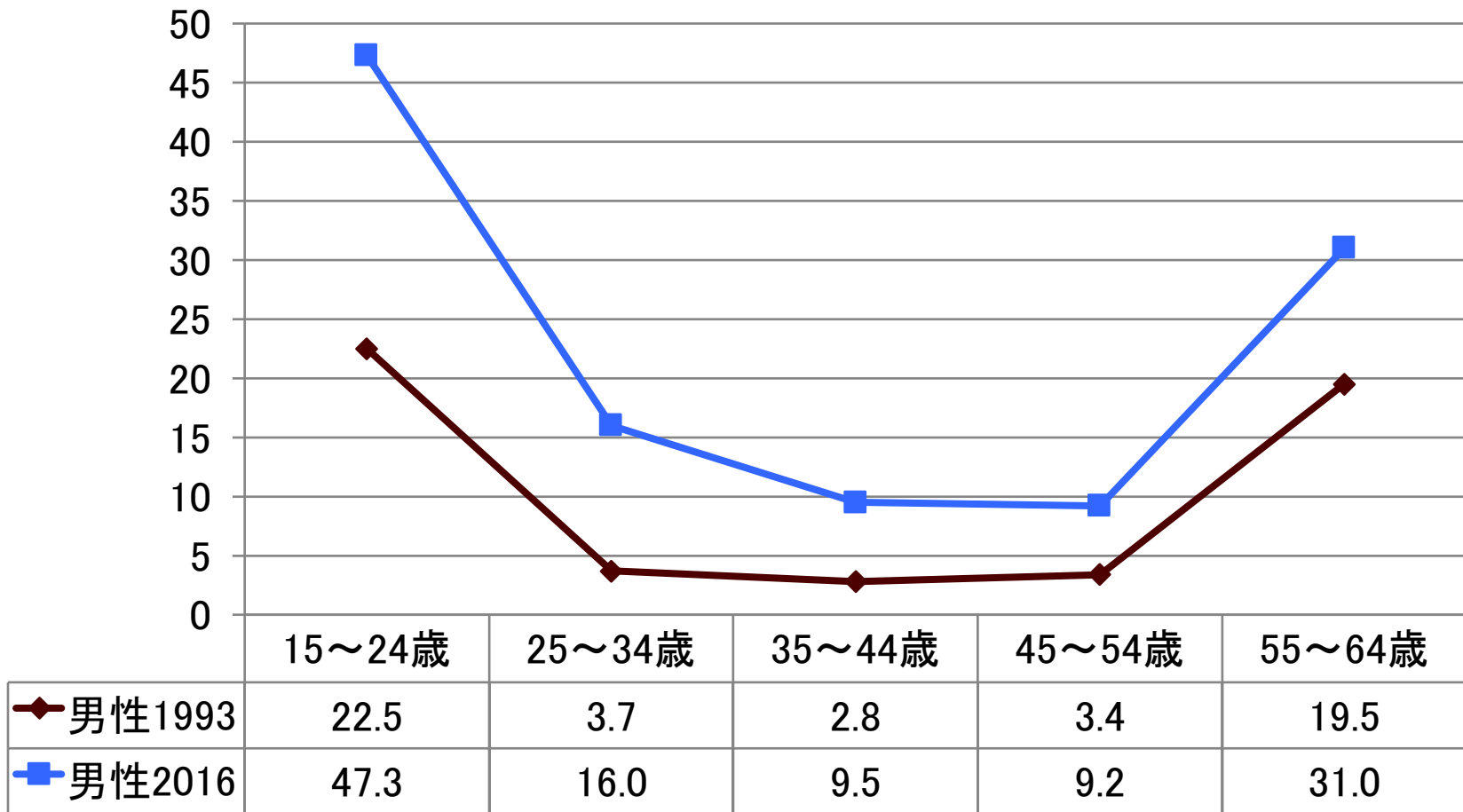
女性の全世代平均1993年38.1% 2016年56.4%



(2016年の15歳から24歳の階層から在学中を除くと34.9%)

男性の年齢別非正規労働者比率 (1993年2月と2016年1月-3月平均)

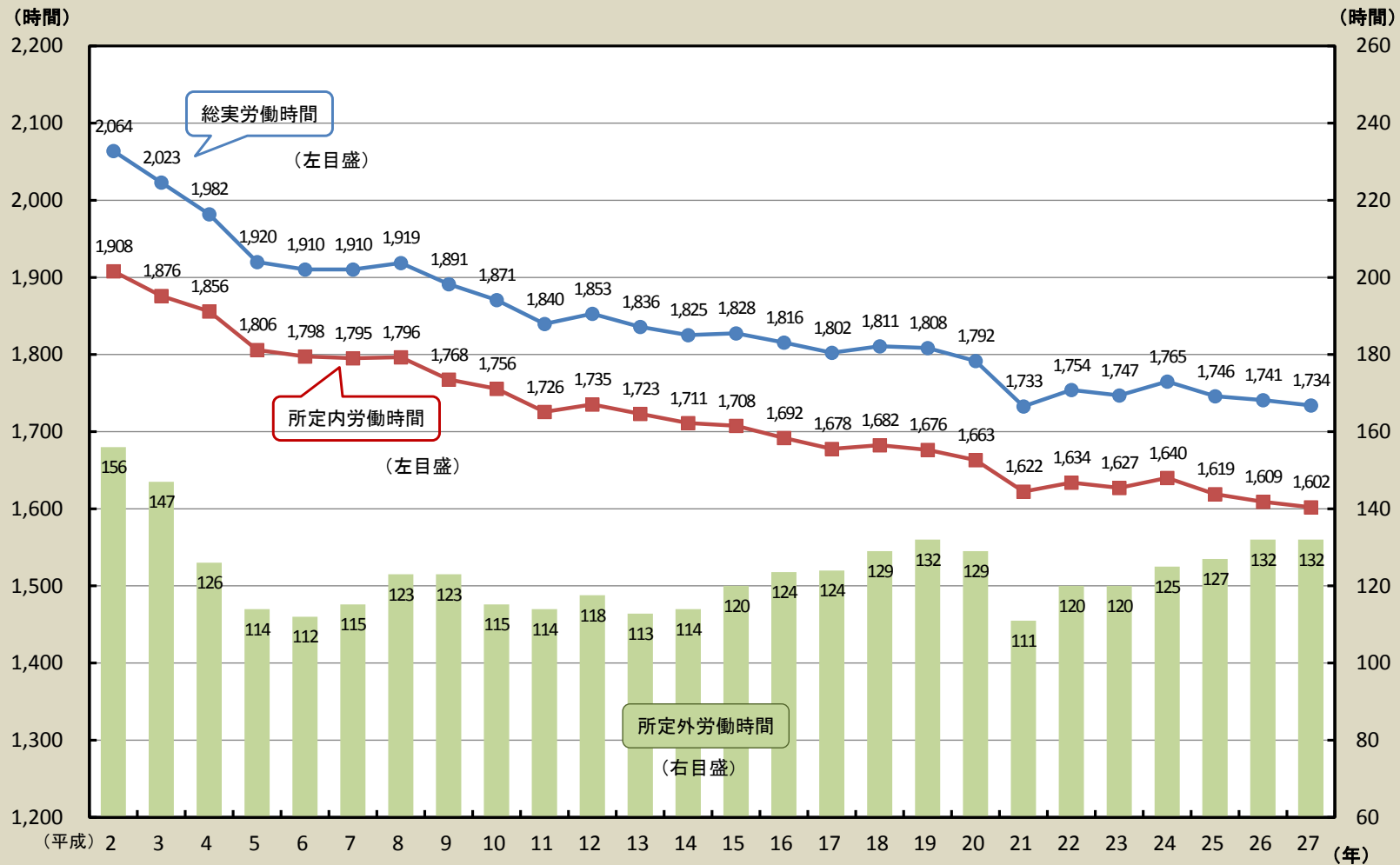
男性全世代平均1993年9.4%、男性2016年22.1%



(2016年の15歳から24歳の階層から在学中を除くと27.1%)

第1-1図 年間総実労働時間の推移（パートタイム労働者を含む。）

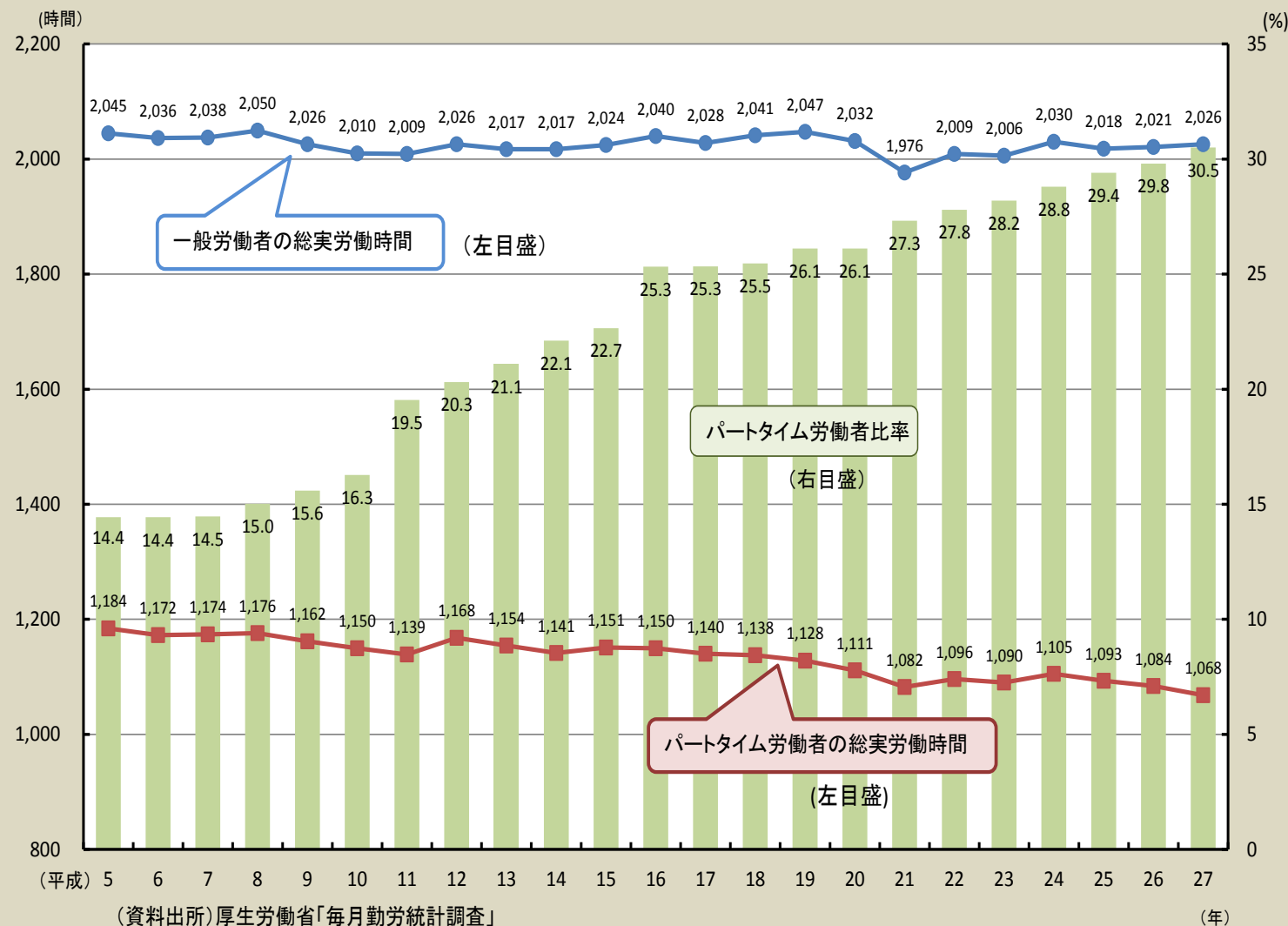
14



（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」

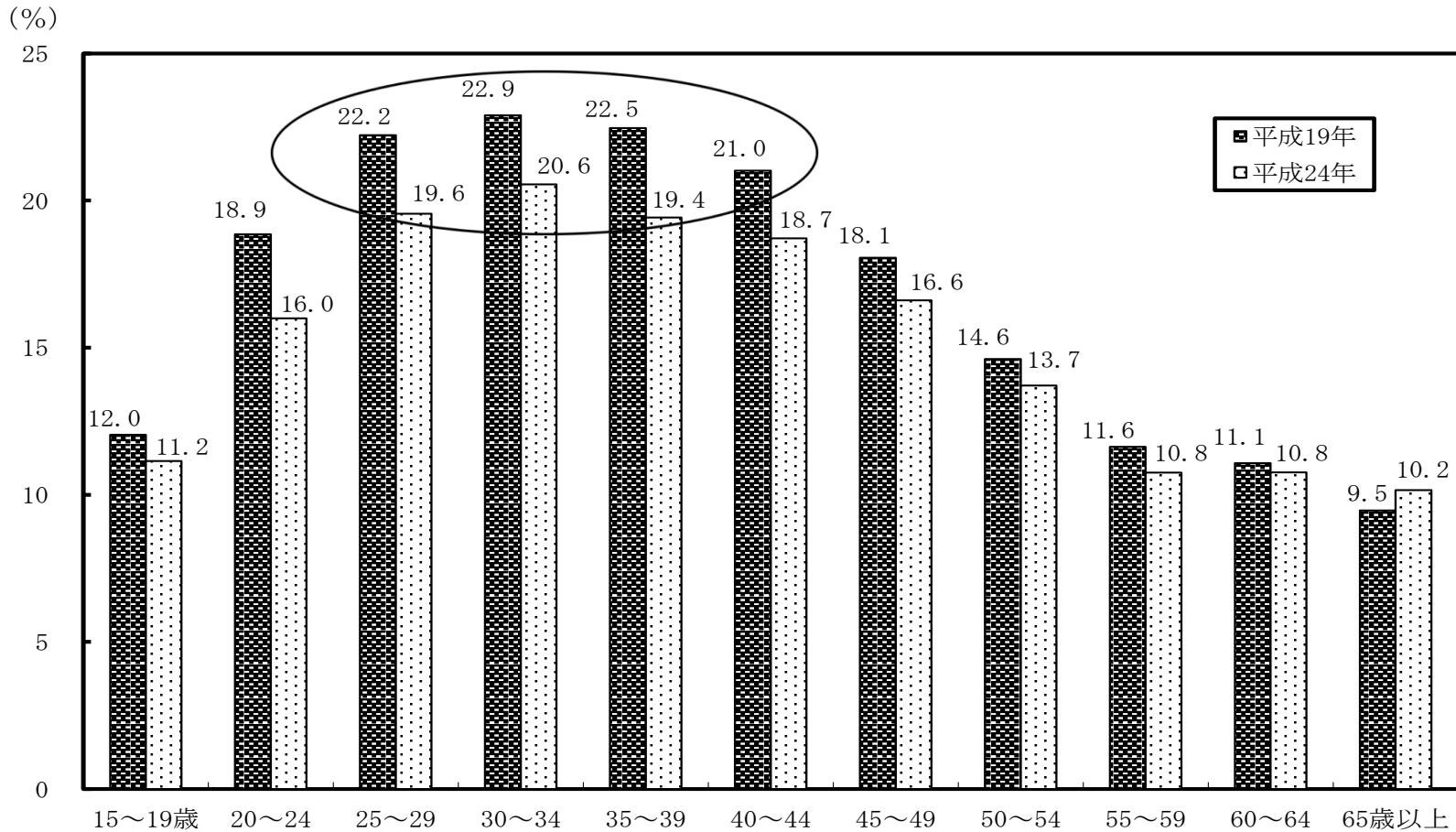
（注）1. 事業所規模5人以上

2. 総実労働時間及び所定内労働時間の年換算値については、各月間平均値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したもの。
所定外労働時間については、総実労働時間の年換算値から所定内労働時間の年換算値を引いて算出。



正社員：長時間労働の蔓延

25歳から44歳の男性の約2割は週60時間働く
→過労死・心身の疾患を引き起こす



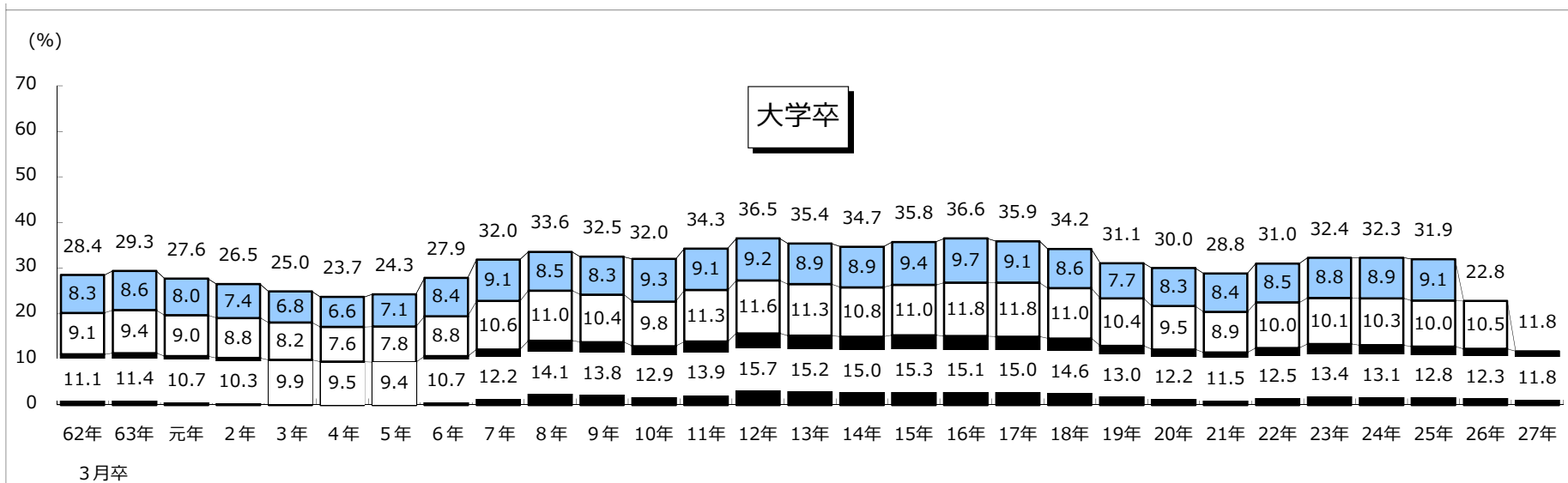
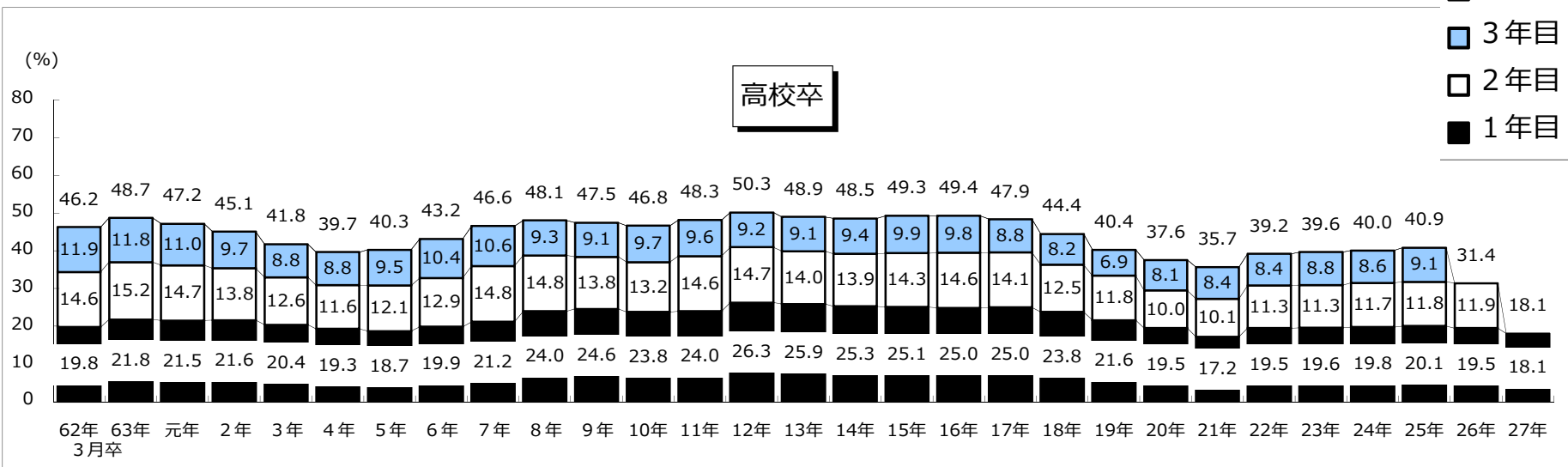
年齢階級別週間就業時間が60時間以上の男性の正規の職員・従業員の割合
(年間就業日数200日以上) 2007年(平成19年)、2012年(平成24年)
総務省『平成24年就業構造基本調査結果の概要』(2013年)

新規学卒就職者の在籍期間別の離職率の推移

出所：厚生労働省

17

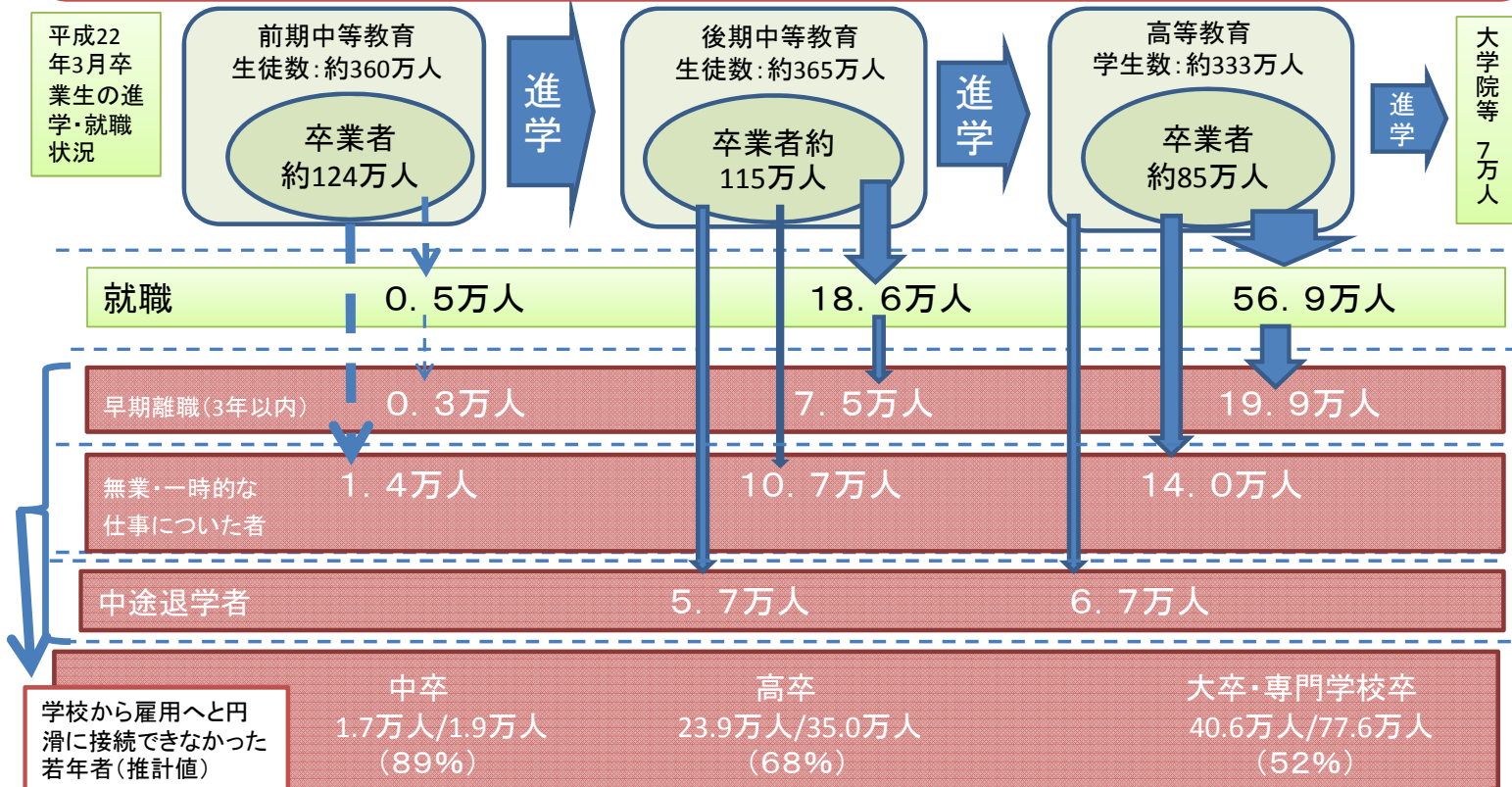
- 合計
- 3年目
- 2年目
- 1年目



学校から職場への接続問題

1. 学校から職場への接続の問題

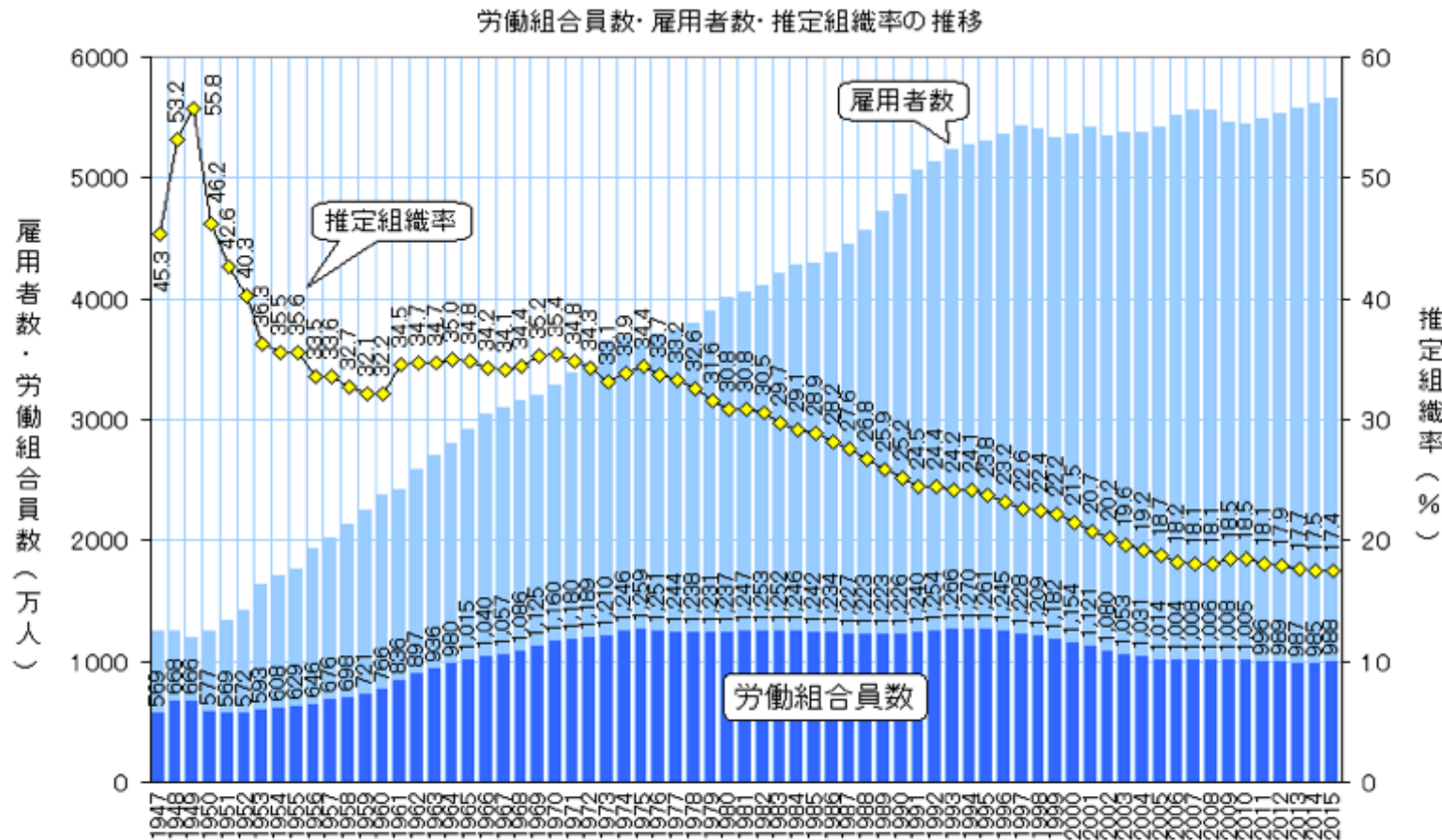
- 我が国の若年失業率は、新卒一括採用（卒業見込みの学生について、特定の時期に働き始めることを前提に、在学中に内定が決まる採用慣行）もあって、諸外国と比べ低水準。
→ 新卒一括採用と多様な採用機会の提供の両面が重要。
- 大卒・高卒の就職率は、9割超という水準。もっとも、大卒・高卒とも、中退・一時的な仕事・早期離職も含めると、高卒の3人に2人、大卒の2人に1人（一定の前提条件を基に推計）が、教育から雇用へと円滑に接続できていない。
→ キャリア教育・職業教育の充実により、社会人として自立して生きていくために必要な能力や態度の育成を図るほか、就職支援の仕組み等について学ぶことが必要。



* 上記の人数の中には、その後進学・就職する者や卒業年次前に中退した者も含まれる。

(出所) 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」平成23年1月31日を基に内閣府で作成。

労使関係の変化：集団から個人へ 労働組合組織率の低下



組合員数の
ピーク1994年
1270万人
(24.1%)→
2016年994万人
(17.3%)

パート組合員数
1990年9万7千
人(1.5%)
2005年38万9千
人(3.3%)
2016年113万1
千人(7.5%)

推定組織率 (%)

(注) 単一労働組合(下部組織のない単位組織組合と下部組織を持つ単一組織組合の本部を含めた組合員数)の数値。

1947年～52年は単位労働組合(単位組織組合と単一組織組合の最下部組織)の組合員数。

推定組織率は労働組合員数を労働力調査の雇用者数で除したもの(各年6月30日現在-40年代を除く)。2011年は東北3県の雇用者数を総務省統計局で補完推計したデータにもとづく値。

(資料) 厚生労働省「労働組合基礎調査」

図の出所：社会実
情データ図録から

企業規模別の労働組合組織率

1000人以上は45.7% 100人未満は0.9%

第4表 企業規模別（民営企業）労働組合員数及び推定組織率（単位労働組合）

平成28年調査

企 業 規 模	労働組合員数				雇用者数 ¹⁾	推定組織率
		対前年差	対前年 増減率	構成比		
	千人	千人	%	%	万人	%
計 ²⁾	8,491	87	1.0	100.0	5,234	16.2
1,000人以上	5,517	64	1.2	65.0	1,244	44.3
300～999人	1,160	3	0.3	13.7	1,456	12.2
100～299人	610	-6	-0.9	7.2		
30～99人	196	-5	-2.4	2.3	2,456	0.9
29人以下	28	-1	-3.9	0.3		
その他 ³⁾	981	32	3.3	11.6	...	...

注：1)「雇用者数」は、労働力調査（総務省統計局）の民営企業の数値である。出所：厚生労働省「平成28年労働組合基礎調査」

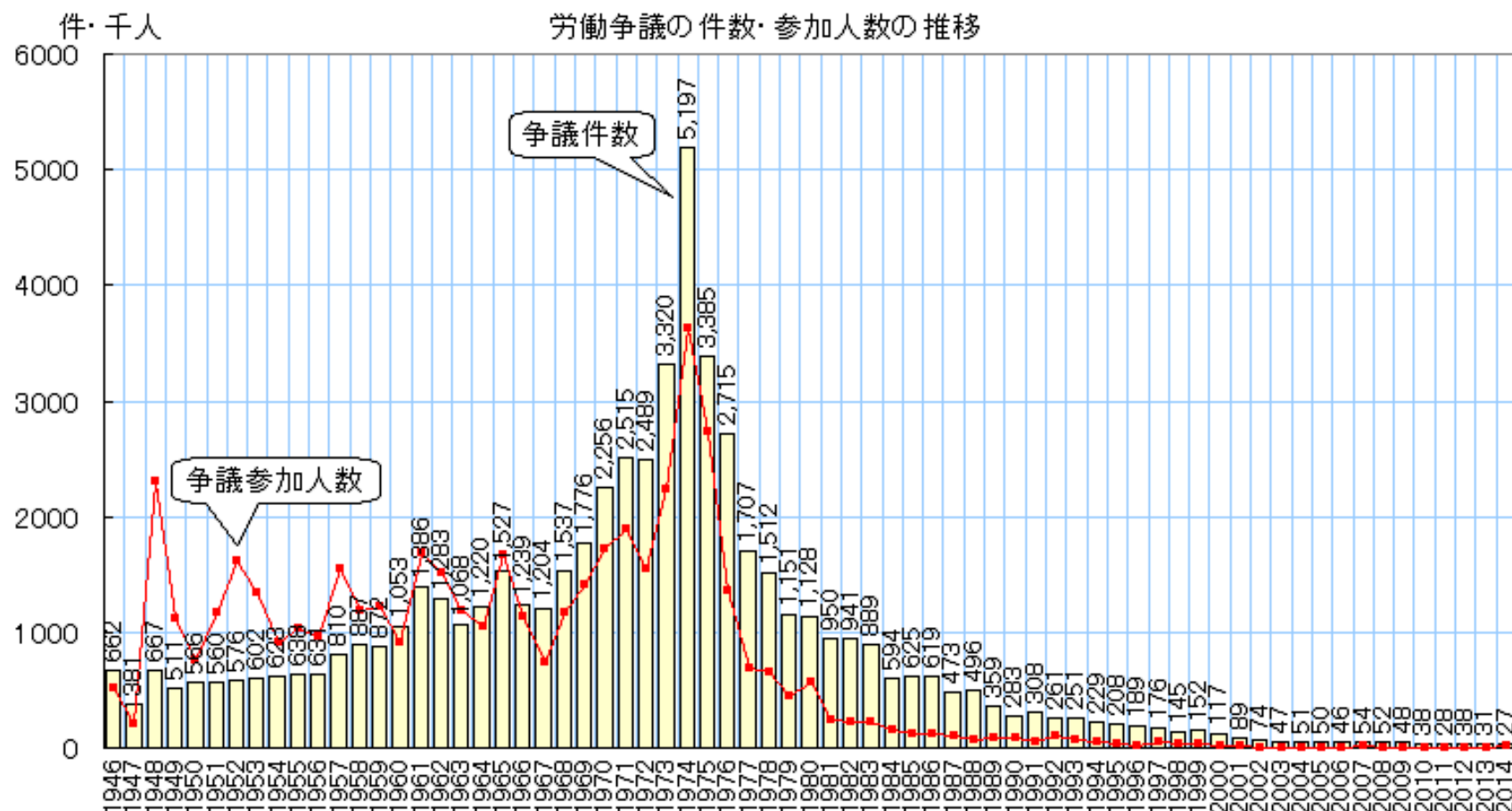
2)「計」は、企業規模不明を含む。

3)「その他」は、複数企業の労働者で組織されている単位労働組合及び企業規模不明の単位労働組合の労働組合員数を含む。

ストライキ件数の激減から40年

労使の力関係は経営優位に

伝家の宝刀はもう抜けない？



図出所：社会実情
データ図録から

(注)ここでの労働争議は半日以上の同盟罷業(ストライキ)を指す。

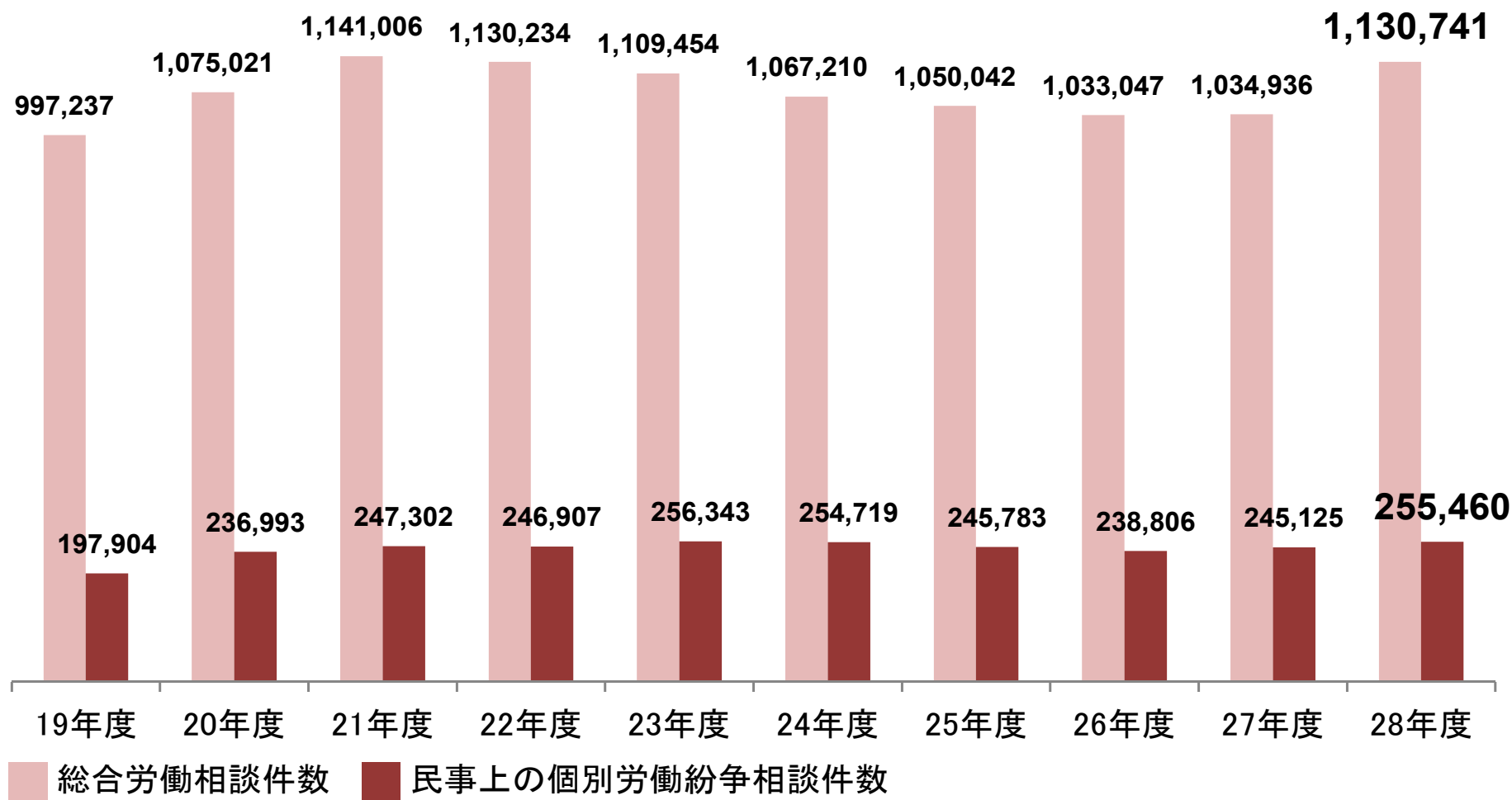
(資料)厚生労働省「労働争議統計調査」

集団から個人へ：個別労働紛争の増加

厚生労働省関係（労働局・労基署など）の総合労働相談件数は高止まり傾向。解雇・雇止め・退職勧奨、自己都合退職35.9%、いじめ・嫌がらせ22.8%、労働条件の引下げが8.9%など（2016年度）出所：厚生労働省「平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況」

22

（１）相談件数の推移



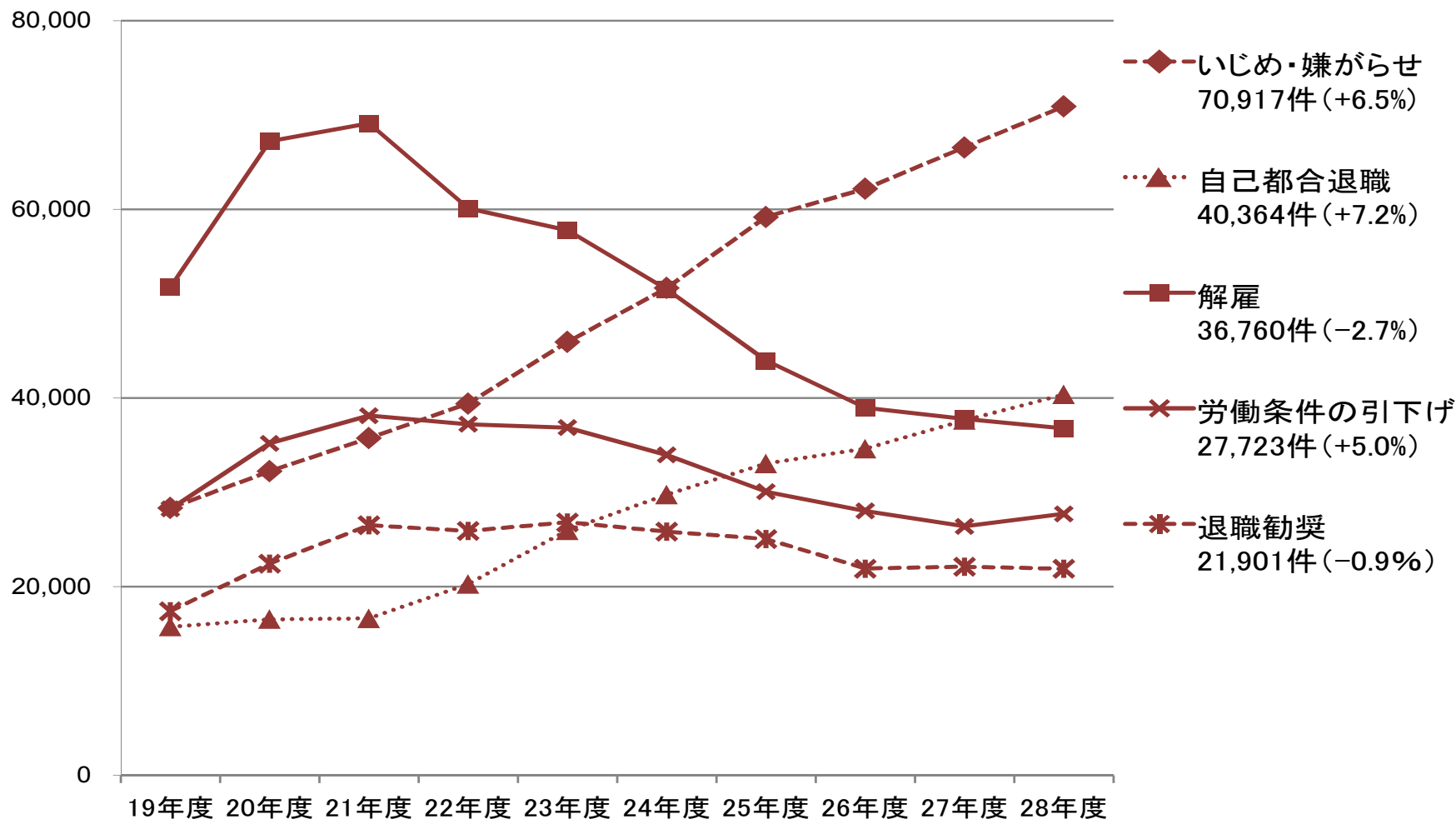
集団から個人へ：個別労働紛争の増加

増え続けるいじめ嫌がらせ

出所：厚生労働省「平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況」

23

（３）民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移（10年間）



※ ()内は対前年度比。

90年代以降の大きな変化

- バブル崩壊後（1991年）の長期不況
- グローバル化：国際競争の激化、生産拠点の海外移転、自由貿易協定、外国資本の流入・日本企業の多国籍企業化・外国ファンドの圧力
- イギリス・アメリカ発の新自由主義のインパクト
- 新自由主義：自由な市場に任せた方が効率的な資源配分が可能となるという新古典派の経済理論（市場原理主義）に基づき、あらゆる規制の撤廃、累進課税の緩和（高所得者層の減税）、法人税の減税、小さな政府（自己責任論、公共サービス・社会保障・福祉支出の削減、公益企業の民営化）を指向する思想と政策。
 - ・ 第2次世界大戦後の福祉国家やケインズ主義（政府による公共事業などによる有効需要の創出）を否定する。
 - ・ 経済学者ではミルトン・フリードマン、フリードリヒ・ハイエク
 - ・ 80年代の米国のレーガン政権、英国のサッチャー政権を出発点に全世界に広がる。多国籍企業・金融機関や富裕層の利益を代表する政策がとられた。金融自由化は2008年のリーマンショック不況を引き起こした。格差と貧困の拡大が進んだ。>> 最近の米大統領選の議論
 - ・ 日本では80年代の中曽根政権、2000年代以降の小泉政権・安倍政権。

90年代以降の大きな変化

■ 企業の経営・労務政策の変化

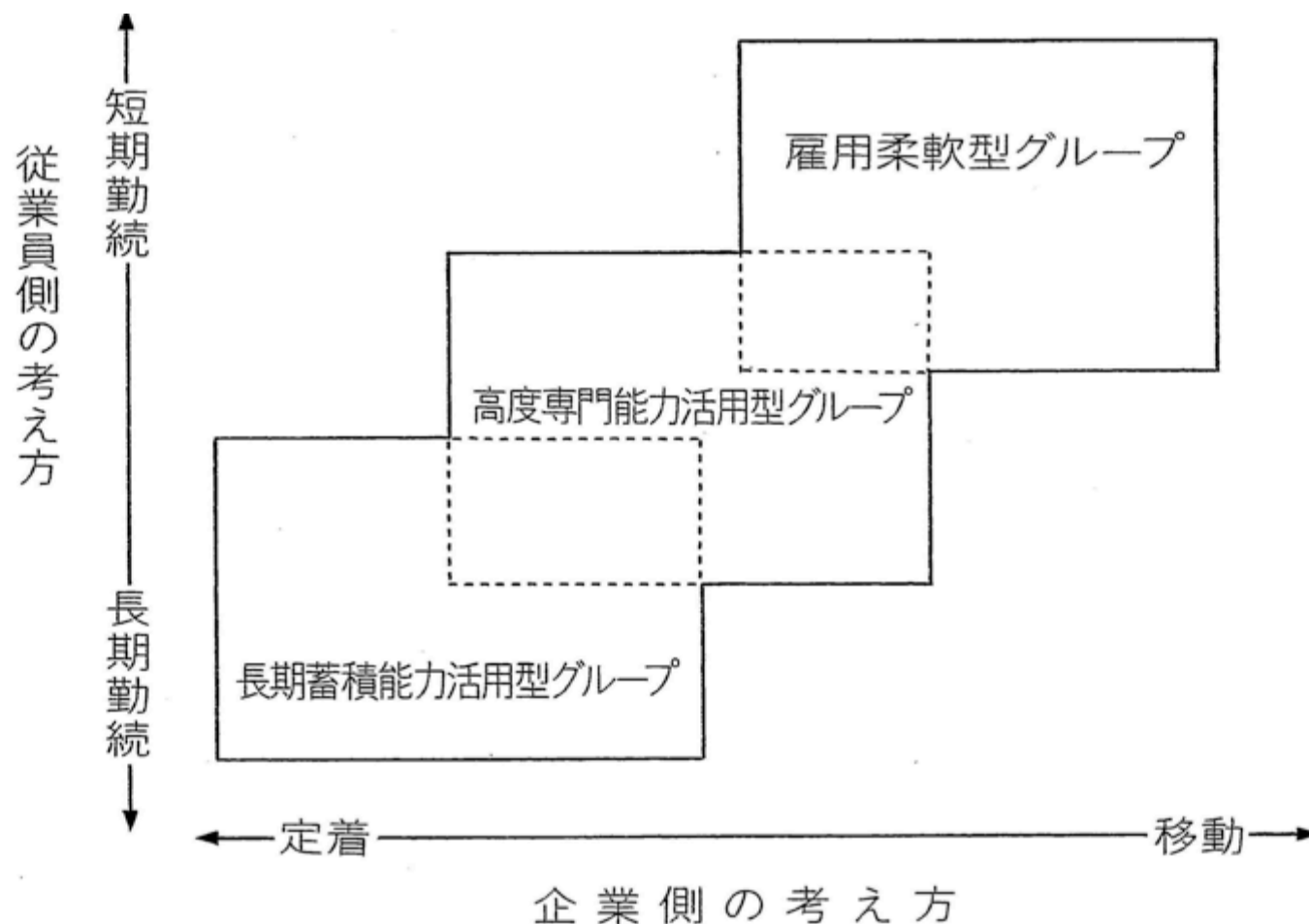
- 60年代から80年代に形成された日本的経営：長期的な視点、株の持ち合い、正社員を中心とする長期雇用慣行、労使協調
→「新時代の日本的経営」への転換：アメリカ型の経営スタイル
- 短期的利益（株主配当）重視、人件費削減型のリストラ
- 成果主義賃金制度の導入→長時間労働の蔓延、人材育成システムの揺らぎ
- 正社員から非正規労働者へ・アウトソーシング（外注）の拡大

■ 政府の経済・労働政策＝規制緩和、民営化

- 郵政民営化、公共サービスの民営化・民間委託の拡大
- 企業の雇用維持型からリストラ支援へ
- 雇用流動化：派遣労働の原則自由化・非正規労働者の拡大を推進・支援
- 労働時間規制の緩和
- 2001小泉・安倍政権→2007福田・麻生政権→（リーマンショック・派遣切り）→2009民主党政権→2012第2次安倍政権

日経連『新時代の「日本的経営」』 (1995年)

26



安倍政権の経済・労働政策： アベノミクスと雇用改革

27

- アベノミクス：新自由主義・市場主義・トリクルダウン理論を基礎としながら、あらゆる政策を発動（なんでもあり）
 - ・ 財政・金融政策：量的緩和、公共事業の拡大（ケインズ主義的な政策）
 - ・ 企業が世界一活動しやすい環境を整備←成長戦略と称して大企業・多国籍（アメリカ）企業+特定の企業・業界のために便宜を図る
 - ・ 岩盤規制にドリルで穴を空ける＝新自由主義的な規制緩和・自由化・流動化政策の推進、国家戦略特区
 - ・ 消費税増税、法人減税
 - ・ 成長戦略：雇用・農業・医療の市場化（規制の緩和撤廃）、賃上げ要請→賃金が上がる！？
 - ・ 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の推進(> 米国の離脱)
→格差の拡大・雇用破壊・農業の崩壊・地方の疲弊！？
 - ・ 原発再稼働
- トリクルダウン理論：富裕層・大企業が富めれば、経済は活性化して、富が徐々に貧困層に流れ落ちて、国民経済全体が潤うという理論→結果は貧富の格差の拡大
- 雇用改革に関するブレーン：竹中平蔵、八代尚宏

アベノミクスと雇用改革： 基本は流動化政策・人材ビジネスの活用

- 「正規・非正規の二極化構造の是正」、「経済再生と成長力強化のため、『人が動く』ように雇用の多様性、柔軟性を高め、『失業なき円滑な労働移動』を実現させていく観点から雇用改革を進める。

(1) 労働者派遣制度の見直し（派遣労働を臨時的一時的なものから恒常的なものとし、3年ごとに労働者を代えれば、期間制限なく継続的に使えるようにする）＞2015年の通常国会で法改正を実施

(2) 労働時間法制の見直し：ホワイトカラー・エグゼンプション＝「高度プロフェッショナル制」（年収1000万円以上を対象）：労働時間・残業規制や残業代なし＞2015年に労基法改正案を国会提出、世論の反発が強く継続審議

(3) 有料職業紹介事業・人材ビジネスの規制緩和と政策的活用：雇用調整助成金（休業、教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持する事業主に助成）を削減し、労働移動支援助成金（離職する従業員の再就職支援を人材ビジネスに依頼して行う事業主に助成）を拡大＞人材ビジネスが営業をかけてリストラを促していたことが発覚。規制強化へ。

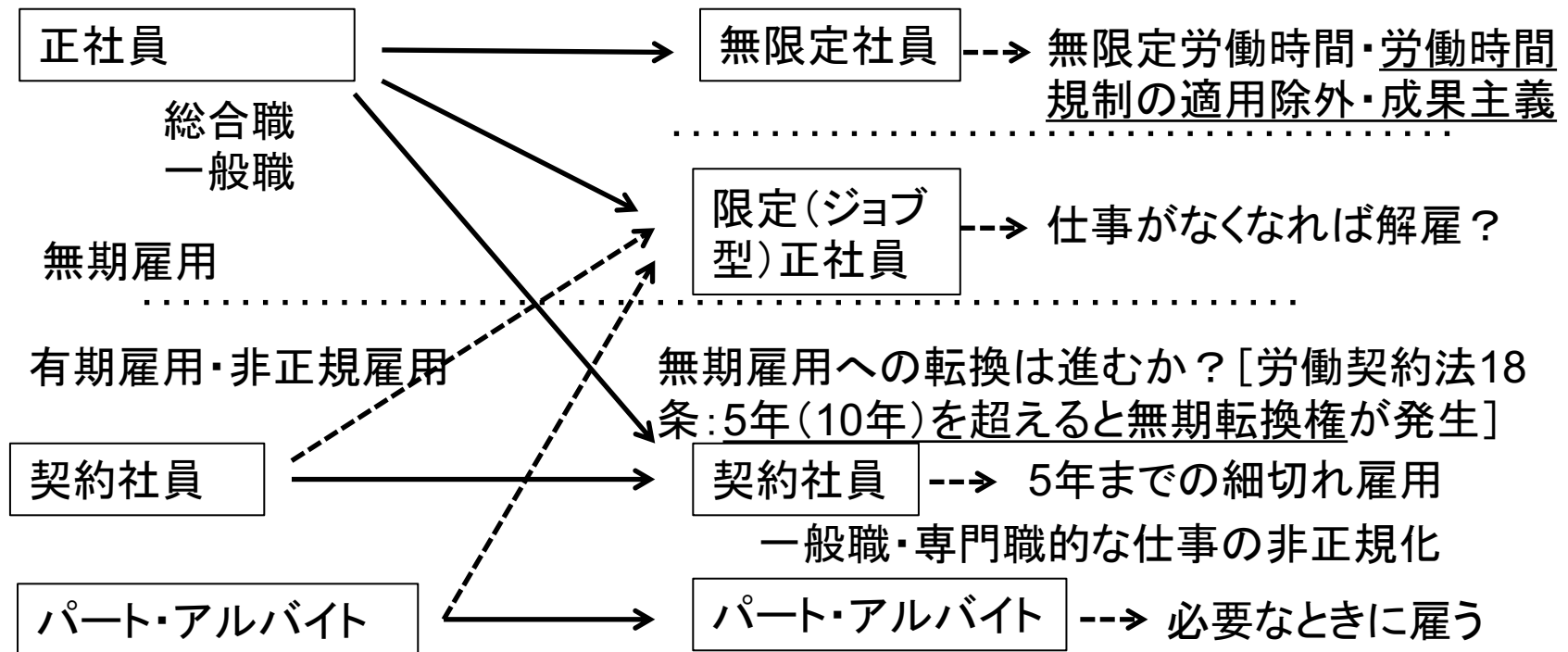
アベノミクスと雇用改革＝企業が世界一活動しやすい環境を整備

(4) 解雇規制の緩和

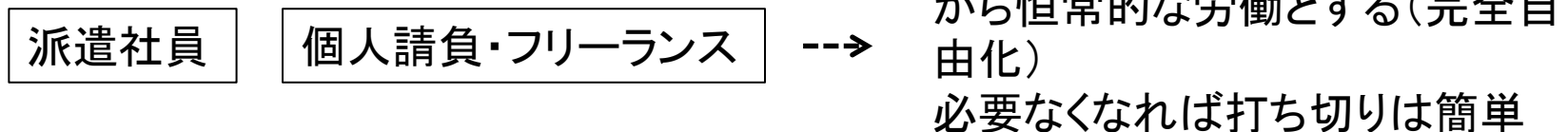
- (解雇しやすい) 限定(ジョブ型) 正社員の拡大を政策的に推進
 - 解雇の金銭解決制度の創設を検討中
- 企業が世界一活動しやすい環境を整備＝雇用改革の名の下に、労働者保護ルールを骨抜きに←大企業・多国籍企業のために便宜を図る。
 - 争点＝長時間労働の蔓延、雇用の流動化・解雇規制の緩和、有料職業紹介の緩和(人材ビジネスの積極的活用)、派遣労働の恒常化か
労働時間規制の強化、雇用安定を前提に職業訓練や公的職業紹介の充実、非正規労働者の雇用安定・処遇改善・無期転換、派遣労働の規制か
 - これらの政策結果は？
 - 人材ビジネスがぼろ儲け・労働者を食い物に？
 - 良質な雇用の破壊、雇用は不安定化、非正規・派遣の拡大？
 - 国内産業の衰退、地方の疲弊、外資の食い物にされる？

アベノミクスと雇用改革

【直接雇用】



【間接雇用】



安倍政権の「働き方改革」 政策転換??

- 同一労働・同一賃金＝正規・非正規の賃金格差の是正??
 - ・ガイドラインを作成> 実効性があまりない
- 時間外労働の法的規制強化?
 - ・電通事件をきっかけに違法な時間外労働に対する労働基準監督署の監督を強化
 - ・時間外労働の上限を罰則付きで規制することを政労使で合意
 - ・最長720時間、2カ月ないし6カ月の平均を80時間以内、単月で100時間未満
 - ・これまでは法的な絶対的上限規制がなかったので改善ではあるが、上限が過労死認定基準と同水準だと批判を受ける
 - ・秋の臨時国会に労基法改正法案が提出される予定
 - ・しかし、2015年に国会提出済みの労基法改正法案※とセット法案となる予定

※「高度プロフェッショナル制」法案：年収約1000万円以上を対象に労働時間規制を適用除外するもの。残業代不払い法案として批判を受けて、棚ざらしになっている。日本経団連は、2005年のホワイトカラーエグゼンプション提言で対象者を年収400万円以上にするよう求めてきた（「小さく産んで大きく育てる」）。

課題解決・改革の方向は？

- 目指すべきモデルは？ アメリカ？ ヨーロッパ？ 第三の道か？
- 国の政策の根本的な転換を求める必要があるのでは？：アベノミクス（トリクルダウン）では、格差と貧困が蔓延
- 誰でも安心して働き続けられる仕組みを作る
- 税収と公共サービスのあり方、所得再分配のあり方を検討すべき
- 労働社会を改革する主体は私たち働く者（労働者）。労働者が連帯するためには、労働組合が必要。職場・企業・産業・国・世界レベルに。
- 働く者が知識と知恵を身につける必要がある：高校・大学での労働教育
- もう一度冒頭の4象限に立ち戻って、安倍政権の政策を評価してみよう